

徳島県剣道連盟居合道段級位審査規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、徳島県剣道連盟会則に基づき、居合道の段級位の審査、授与等について定める。

(第2条から第9条まで)

徳島県剣道連盟剣道称号・段級位審査規則（以下「県連盟剣道審査規則」という。）第2条から第9条までの規定を準用する。

(審査区分)

第 10 条 県連盟剣道審査規則第10条第1項の規定を準用する。

(受審資格)

第 11 条 県連盟剣道審査規則第11条の規定を準用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般（大学生相当年齢以上）は1級を認定とし、初段から受審できるものとする。
- 3 前項の規定により初段から受審するときは、一級の審査料及び登録料を添えて県連盟会長に認定申請書を提出し、一級の認定を受けなければならない。

(審査の方法)

第 12 条 級位の審査は、別に定める実技について行う。

- 2 段位の審査は、別に定める実技及び学科について行う。
- 3 段位の審査において、学科の審査の不合格者は当該科目を再受審することができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、審査の方法及び運営については別に定める。

(第13条から第17条まで)

県連盟剣道審査規則第13条から第17条までの規定を準用する。

(附 則)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則を一部改正し、令和4年4月1日から施行する。

徳島県剣道連盟居合道段級位審査実施要領

段級位審査の方法

1. 徳島県剣道連盟居合道段級位審査規則(以下「県連盟居合道審査規則」という。)第12条に定める実技審査の内容は次のとおりとする。

(1) 実技本数は下記のとおりとし、指定技は審査当日指定する。

受審段級位	審査本数
二級以下	全日本剣道連盟居合一本目から三本目までの3本
一級	全日本剣道連盟居合一本目から五本目までの5本
初段から五段まで	全日本剣道連盟居合から指定技6本

(2) 刀礼は、すべて全日本剣道連盟居合の礼法による。

2. 学科の審査は、筆記試験により行う。
3. 県連盟居合道審査規則第12条の「再受審」をすることができる期間は、不合格となった当該審査日から1年以内とし、回数は1回限りとする。

(附則)

- 1 本要領は令和4年4月1日から施行する。